

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年12月9日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000095号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000052号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年8月12日の標準賞与額を12万5,000円、同年12月30日の標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

平成29年8月12日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月12日及び同年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年8月12日  
② 平成29年12月30日

A社から請求期間①及び②に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①及び②の賞与に係る給料明細書並びに平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに同社の回答により、同社から請求者に対して請求期間①及び②に係る賞与が支払われ、事業主により当該賞与から保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与に係る給料明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は12万5,000円、請求期間②は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月12日及び同年12月30日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し(令和2年7月28日年金事務所受付)、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000096号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000053号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年8月12日の標準賞与額を20万円、同年12月30日の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

平成29年8月12日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月12日及び同年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年8月12日  
② 平成29年12月30日

私が所持している請求期間①及び②の賞与に係る給料明細書によると、A社から賞与が支払われ、保険料が控除されていたことが確認できるが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②の賞与に係る給料明細書並びにA社から提出された請求者の請求期間①及び②の賞与に係る給料明細書並びに平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに同社の回答によると、同社から請求者に対して請求期間①及び②に係る賞与が支払われ、事業主により当該賞与から保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の請求者から提出された賞与に係る給料明細書、事業所から提出された賞与に係る給料明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は19万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月12日及び同年12月30日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し(令和2年7月28日年金事務所受付)、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000097号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000054号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月20日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成29年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月20日

私は、A社から請求期間において賞与が支給され、保険料を控除されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成29年の冬季賞与に係る個人別給料明細書及び平成29年12月20日の振替伝票並びに請求者から提出された同社の平成29年冬季賞与に係る給与支払明細書により、請求者は、請求期間において事業主から20万円の賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000098号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000055号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月20日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成29年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月20日

私は、A社から請求期間において賞与が支給され、保険料を控除されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成29年の冬季賞与に係る個人別給料明細書及び平成29年12月20日の振替伝票により、請求者は、請求期間において事業主から40万円の賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000099号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000056号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月20日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成29年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月20日

私は、A社から請求期間において賞与が支給され、保険料を控除されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成29年の冬季賞与に係る個人別給料明細書及び平成29年12月20日の振替伝票により、請求者は、請求期間において事業主から30万円の賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000100号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000057号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月20日の標準賞与額を75万円に訂正することが必要である。

平成29年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月20日

私は、A社から請求期間において賞与が支給され、保険料を控除されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成29年の冬季賞与に係る個人別給料明細書及び平成29年12月20日の振替伝票により、請求者は、請求期間において事業主から75万円の賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000101号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000058号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月20日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成29年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成7年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年12月20日

私は、A社から請求期間において賞与が支給され、保険料を控除されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成29年の冬季賞与に係る個人別給料明細書及び平成29年12月20日の振替伝票により、請求者は、請求期間において事業主から8万円の賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000094号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000008号

## 第1 結論

平成5年10月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年10月から平成9年3月まで

国の記録では、保険料の全額免除期間とされている平成5年10月から平成9年3月までの期間について、私は働きながら、市役所、社会保険事務所(当時)、コンビニエンスストア又はA銀行において保険料を追納していたので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、平成13年3月から平成14年3月までの保険料の学生納付特例期間について、平成15年6月13日から平成17年3月30日までの期間に保険料を追納していることが確認できる。また、請求者は、平成28年1月から同年6月までの期間並びに平成30年4月及び同年5月の全額免除期間について、平成28年5月9日から令和2年8月29日までの期間に保険料を追納していることが確認できる。これらのことから、請求者は、保険料に係る納付意識が高いことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料を追納したとするコンビニエンスストアの店舗名を記憶していないことから、コンビニエンスストアに対して請求期間に係る保険料の領収控について照会できない。また、請求者は、請求期間の保険料を追納したとするA銀行の支店名を記憶していないところ、A銀行本店担当者は、保険料の領収控は支店ごとの保存で、保存期間は1か月である旨陳述している。これらのことから、請求者がコンビニエンスストア又はA銀行において追納したとする請求期間の保険料に係る領収控について確認することができない。

また、全額免除期間について保険料の追納ができるのは、追納が承認された月の前 10 年以内の免除期間に限られていることから、請求期間の保険料を追納できる期間は、請求期間の月ごとに平成 5 年 10 月から平成 19 年 3 月までの期間（以下「追納可能期間」という。）となることから、日本年金機構は、追納可能期間に受付した保険料追納申込書の保存期限は 1 年、追納可能期間に収納した保険料の領収済通知書の保存期限は 3 年と回答していることから、請求期間について保険料の追納の申込みが行なわれたこと及び追納可能期間に収納した保険料の領収済通知書について確認することができない。

さらに、追納可能期間において請求者が住民登録を行っていた B 市、C 市、D 市、E 市及び F 市に対して照会を行ったものの、当該市は、いずれも追納可能期間における保険料の追納に係る取扱いは不明である旨回答している。また、B 市及び E 市は請求者に係る国民年金の資料は無い旨回答しているものの、C 市、D 市及び F 市から提出された請求者に係る国民年金の資料によると、請求者が請求期間に係る保険料を追納した記録は確認できない。

加えて、請求者が請求期間の保険料を追納した時期に勤務していたとする G 事業所、H 事業所、I 事業所、J 事業所及び K 事業所に対して、平成 5 年から平成 19 年までの期間に係る給与所得の源泉徴収票の保存状況を照会したものの、当該期間の給与所得の源泉徴収票を保存している旨回答した事業所は無い。また、追納可能期間における請求者の住所地を管轄する L 税務署、M 税務署、N 税務署、O 税務署及び P 税務署に確定申告書の保存期間について照会したところ、各税務署の担当者は、いずれも保存期間は 7 年間である旨陳述している上、B 市、C 市、D 市、E 市及び F 市は、請求者の平成 5 年から平成 19 年までの期間に係る住民税の課税資料は保存していない旨回答している。これらのことから、請求者が当該期間に社会保険料控除額として申告した保険料額を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を追納していたものと認めることはできない。